

交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行実施弁法（解説）

第一章 納税者及び控除納付義務者

第1条 中華人民共和国の国内（以下「国内」という。）において交通運送業及び一部の現代的サービス業サービス（以下「課税サービス」という。）を提供する単位及び個人は、増値税の納税者とする。納税者は、課税サービスを提供する場合には、この弁法に従い増値税を納付しなければならず、営業税を納付しないものとする。

「単位」とは、企業、行政単位、事業単位、軍事単位、社会团体その他の単位をいう。

「個人」とは、個人工商業者及びその他の個人をいう。

本条は、試行納税者及び徴収範囲に関する基本的規定である。

「試行納税者」とは、「上海市において交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行を展開することに関する財政部及び国家税務総局の通知」（財税[2011]111号）の付属書1「交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行実施弁法」（以下「試行実施弁法」という。）の関係規定に基づき増値税を納付する納税者をいう。

一、実際の操作の際には、次の2つの面から試行納税者の範囲を画定しなければならない。

試行納税者は、試行地区内の単位及び個人であり、並びに試行地区内の単位及び個人に対し課税サービスを提供する国外の単位及び個人でなければならない。「試行地区」とは、上海市の行政区域範囲内にあることをいう。

次に注意を要する。

（一）「上海市において交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行を展開することに関する財政部及び国家税務総局の通知」（財税[2011]111号）の付属書2「交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行に関する事項の規定」（以下「試行事項規定」という。）第2条の関係規定に基づくと、試行地区内の単位及び個人に対し課税サービスを提供する国外の単位及び個人が国内に経営機構を設けておらず、国内の代理人が控除納付義務者である場合には、国内の代理人及び受領者の機構所在地又は居住地は、必ず試行地区になければならず、しからざる場合には、なお現行の関係規定に従い営業税を代理控除・代理納付する。

受領者が控除納付義務者である場合には、受領者の機構所在地又は居住地は、必ず試行

地区になければならず、しからざる場合には、なお現行の関係規定に従い営業税を代理控除・代理納付する。

(二) 必ず中華人民共和国国内において発生した課税行為がなければならず、かつ、課税行為の範囲は課税サービスに限られる。すなわち、交通運送業及び一部の現代的サービス業のサービスを提供することである。

以上の 2 つの条件に同時に適合する納税者は、試行納税者であり、試行実施弁法に従い増値税を納付しなければならず、営業税を納付しない。

二、本条の規定に基づき、次の 3 つの面から「単位」及び「個人」の範囲を画定しなければならない。

(一) 試行実施弁法にいう「単位」には、企業、行政単位、事業単位、軍事単位、社会团体その他の単位を含む。

(二) 試行実施弁法にいう「個人」には、個人工商業者及びその他の個人を含む。「その他の個人」とは、個人工商業者以外の自然人をいう。

(三) 「単位」及び「個人工商業者」の機構所在地は、試行地区内になければならず、すなわち上海市において税務登記手続をした単位及び個人工商業者である。その他の個人の居住地は、試行地区内になければならない。

法どおりに税務登記手続をしない単位及び個人に対しては、試行実施弁法第 42 条に従い取り扱う。ただし、単位が法により税務登記手続をする必要がない内部設立機構を含まない。

三、試行地区の油田・ガス田企業に対する特殊規定

試行地区の油田・ガス田企業が課税サービスを提供する場合には、この弁法に従い増値税を納付し、「油田・ガス田企業増値税管理弁法」(財税[2009]8号)は執行しない。——試行事項規定

「油田・ガス田企業増値税管理弁法」(財税[2009]8号)では、2009年1月1日の施行以降、油田・ガス田企業は、原油又は天然ガスを生産するために提供する生産性役務につき増値税を納付しなければならず、増値税の税率は17%と定めている。「油田・ガス田企業」とは、中華人民共和国国内において原油又は天然ガスの生産に従事する企業をいう。これには、中国石油天然気集团公司及び中国石油化工集团公司が再編・制度改造後に設立された油田・ガス田支店(子会社)、存続会社その他の石油天然ガス生産企業を含み、更に油田・ガス田企業が再編・制度改造を持続するにおいて生産性役務を継続的に提供する企業及び2009年1月1日以降に新たに設立される、油田・ガス田企業が資本参加し、又は持分支配する企業を含み、国务院の承認を経て5%の徴収率を適用し増値税を納付する油田・ガス田企業を含まない。増値税を納付する生産性役務は、油田・ガス田企業間で相互に提供するもののみ限り、油田・ガス田企業と非油田・ガス田企業の間で相互に提供する生産性役務については、増値税を納付しない。役務の範囲には、地質の実地調査・探査、ボーリング(サイドトラックを含む)、坑井検層、坑井記録、坑井試験、セメンチング、石油(ガ